

あなたとあなたのご家族にとって
大切な制度のご案内です
必ず内容をご確認ください

遺族厚生年金補完事業 令和6年度 第33回 新規加入・更新のお知らせ

遺族附加年金事業

本制度の特長

● 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

● 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じた必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

● 請求の手続きが安心・迅速

ご請求の際は、大分県市町村職員共済組合が窓口となり、お手続きをしっかりサポートします。

● 配当金で実質負担を軽減

年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当金として還付します。

遺族附加年金事業は共済組合事業の補完を目的とした制度です。

共 済 組 合 の 事 業

短期給付事業

法定給付

附加給付

長期給付事業

福祉事業



共済通信おおいだ
公認キャラクター
「権 真の助」くん

退職後もご継続できます！
必ず内容をご確認ください。



「おカポ」ちゃん



【注意喚起情報】・【契約概要】はP5～8に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

令和5年9月15日(金)

責任開始期
(加入日)






令和6年1月1日(月)

【契約者】 大分県市町村職員共済組合

① はじめに

人によって、ライフステージによって、必要な保障内容や保障額は異なります。



家族構成や年齢によって、必要な保障内容や保障額は異なります。
 また、一度準備した保障も、ライフステージに応じて見直しが必要です。
 本制度では、様々なケースで必要になる保障を準備するため、目的別に商品をご用意いたしました。
 1年毎ご案内いたしますので、その時の変化にあわせて保障内容の変更も可能です。
 まずは下記に各商品の概要と特長をご案内いたします。是非ご確認ください。(商品の具体的な保障内容は、各商品のページをご覧ください。)

商品の名称	商品の特長
 遺族附加年金事業 年金払特約付半年払保険料併用特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】	P.9 ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
 家族支援事業70 年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】	P.17 ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎保険金を一時金または年金で受け取ることができます。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
 退職後継続事業(リレープラン) リビング・ニース特約付、代理請求特約【Y】付 集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	P.21 ◎死亡、所定の高度障害を保障します。 ◎退職後も保障を継続できます。 ◎余命6カ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニース特約)
 入院医療費支援事業(入院費用) 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	P.23 ◎病気やケガによる入院を保障します。 ◎配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)
 入院医療費支援事業(支援・初期費用) 医療保険【損害保険】	P.25 ◎病気やケガで入院した場合に、一時金を給付します。 ◎病気やケガで入院した場合に、入院1月ごとに保険金を給付します。
 新・3大生活習慣病克服事業 リビング・ニース特約付、代理請求特約【Y】付 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	P.27 ◎特定疾病および死亡・所定の高度障害を保障します。 ◎余命6カ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約)

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
 注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。
 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。
 P.5 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。



安心して暮らしていくために家族そろって保障を充実

- 自分に万一のとき、妻の生活費や住居費、子どもの教育費など、大きな資金が必要になることを考えて、充実した保障を確保。



残された家族のことも考えて保障を確保

- いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。
- ただし、自分に万一のときに残された家族にのこせる保障を、と考える。

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
大分県市町村職員共済組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) [年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}
大分県市町村職員共済組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ※遺族附加年金事業への加入が必要です。 [年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
大分県市町村職員共済組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方 ※遺族附加年金事業への加入が必要です。 [年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
大分県市町村職員共済組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※遺族附加年金事業への加入が必要です。 [年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 ^{注☆}
「入院費用」に加入している(今回加入する場合を含みます。) 組合員本人で申込書記載の告知内容に該当し、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) [年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。]	「入院費用」に加入している(今回加入する場合を含みます。) 配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	「入院費用」に加入している(今回加入する場合を含みます。) 本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、0歳から22歳6カ月までの方
大分県市町村職員共済組合員で、15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方) ※遺族附加年金事業への加入が必要です。 [年齢は令和6年1月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	15歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)

 **ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。**
 申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.6

◎見出しについて
 本パンフレットは全ページを通して、右側にコンテンツマップをご用意しています。
 制度の全体像やご覧になられている項目の確認などにご利用ください。

はじめに
 本制度の特長と本パンフレットについての説明

制度の概要など

注意喚起情報・契約概要
 重要です
 必ずお読みください

遺族附加年金事業
 ポイントと、保障内容の説明

家族支援事業70
 ポイントと、保障内容の説明

退職後継続事業(リレープラン)
 ポイントと、保障内容の説明

入院医療費支援事業(入院費用)
 ポイントと、保障内容の説明

入院医療費支援事業(支援・初期費用)
 ポイントと、保障内容の説明

新・3大生活習慣病克服事業
 ポイントと、保障内容の説明

ご注意いただきたいこと
 お申し込みの際に、充分にご確認
 いただきたい内容について

② 制度の概要など

共済組合の事業と遺族附加年金事業の概要

共済組合の事業	遺族附加年金事業の概要 制度の趣旨	加入対象者	掲載ページ
長期給付事業 (年金) 法律にもとづき組合員の退職・障害または死亡に対して、必要な給付を行います。 退職給付 ● 老齢厚生年金 障害給付 ● 障害厚生年金 遺族給付 ● 遺族厚生年金	遺族附加年金事業 万一(死亡)の場合、公的遺族年金では補えない必要生活費を補完する、長期生活支援です。 	本人 配偶者 子ども	P.9 ~16
	家族支援事業70 受取期間の延長を含め、様々な受け取り方法を選択できます。	本人 配偶者	P.17 ~19
	退職後継続事業(リレープラン) 万一(死亡・高度障害)の保障(290万円または180万円)で、退職後(早期・自己都合・定年退職)も保険年齢70歳まで保障を準備いただけます。加入時の保険料率は満期時まで変わりません。	本人 配偶者	P.21 ~22
短期給付事業 (健康保険) 法律にもとづき組合員とその家族の病気・けが・出産等に対して、給付を行います。 保健給付 ● 療養の給付 ● 出産費 休業給付 ● 傷病手当金 ● 休業手当金 災害給付 ● 弔慰金 ● 災害見舞金	入院医療費支援事業 支援・初期費用 あなたが病気やケガで入院した場合 入院費用の3割の自己負担のうち後日、自己負担限度額を超える部分の払戻しがあります。 ▶自己負担が残ります。 	本人 配偶者 子ども	P.23 ~26
	入院費用 《入院給付金》 病気・ケガによる継続した2日以上入院で、1日目からお支払いします。 1日あたり、1,000円・3,000円・5,000円	本人 配偶者 子ども	
	新・3大生活習慣病克服事業 ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき 特定疾病保険金 100万円 300万円 ○死亡・所定の高度障害のとき 死亡・高度障害保険金	本人 配偶者	P.27 ~28

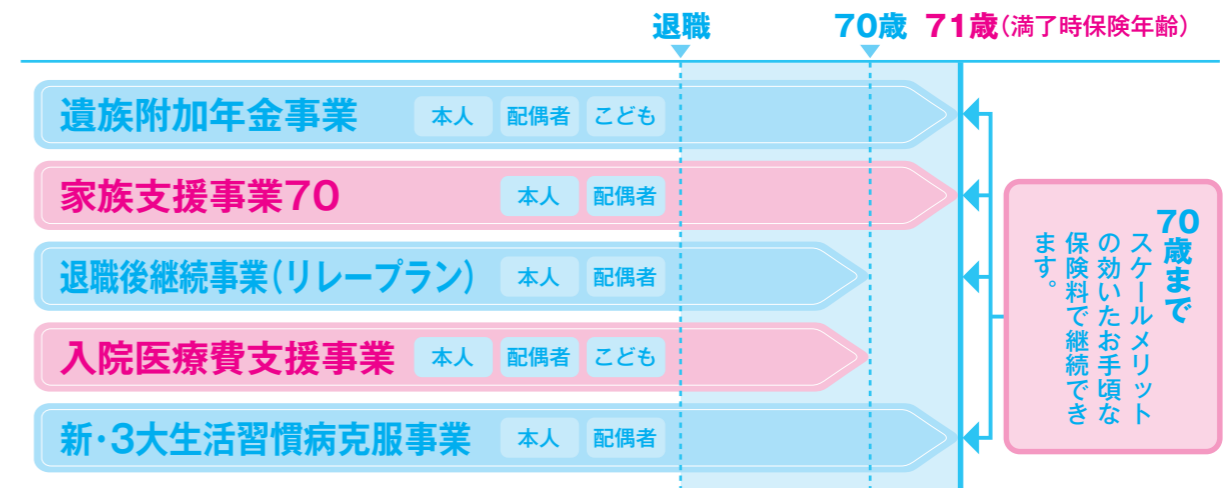
退職後の取扱いについて

退職後の継続可能年齢等について

※ご退職後の保険料払込は口座振替となります。

・各事業個別で継続可能です

事業名	継続最高(可能)保険年齢	満了時保険年齢	支払い内容	保険料	払込方法
遺族附加年金事業	70歳	71歳	在職中と同じ	在職中と同じ	登録口座より引き落とし ※別途手数料が必要となります。
家族支援事業70	70歳	71歳			
退職後継続事業(リレープラン)	69歳	70歳			
入院医療費支援事業	69歳	70歳			
新・3大生活習慣病克服事業	70歳	71歳			



※上記年齢は保険年齢です。
 ※一般社団法人大分県市町村職員年金者連盟への入会が必要です。
 ※「家族支援事業70」は、62歳以降は死亡・高度障害保険金500万円のコースのみの継続となります。
 ※配偶者・子どもの加入はそれぞれの事業の本人加入が必要です。
 ※遺族附加年金事業、家族支援事業70、入院医療費支援事業、新・3大生活習慣病克服事業の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
 ※退職後継続事業(リレープラン)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

その他 個人保険扱いについて

- 「遺族附加年金事業」は、退職後遺族附加年金事業(80歳まで)に加入することができます。(注2)
- 「入院医療費支援事業(入院費用)」は、個人保険扱いで80歳まで加入することができます。(注2)
- 「新・3大生活習慣病克服事業」は、個人保険扱いで80歳まで加入することができます。(注2)
- 「退職後継続事業(リレープラン)」は、個人保険扱いで70歳まで加入することができます。(注1)

(注1) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

(注2) 記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

③ 注意喚起情報・契約概要

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

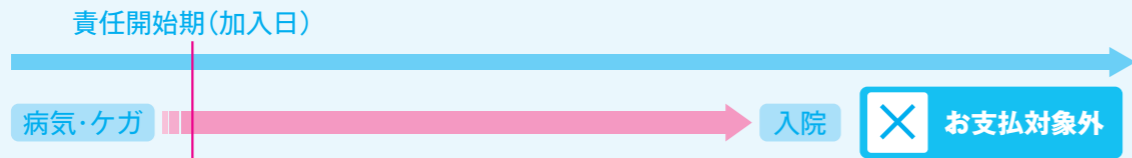
約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

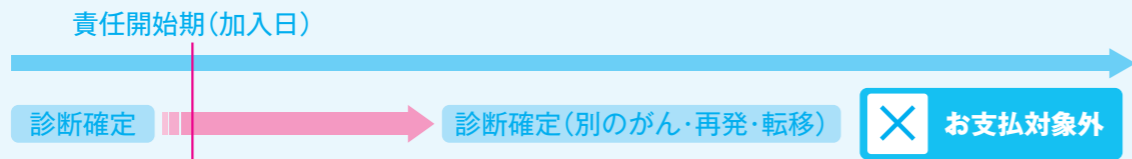
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・ 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・ 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.29**

2 告知内容について



- ◎ 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎ 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎ 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

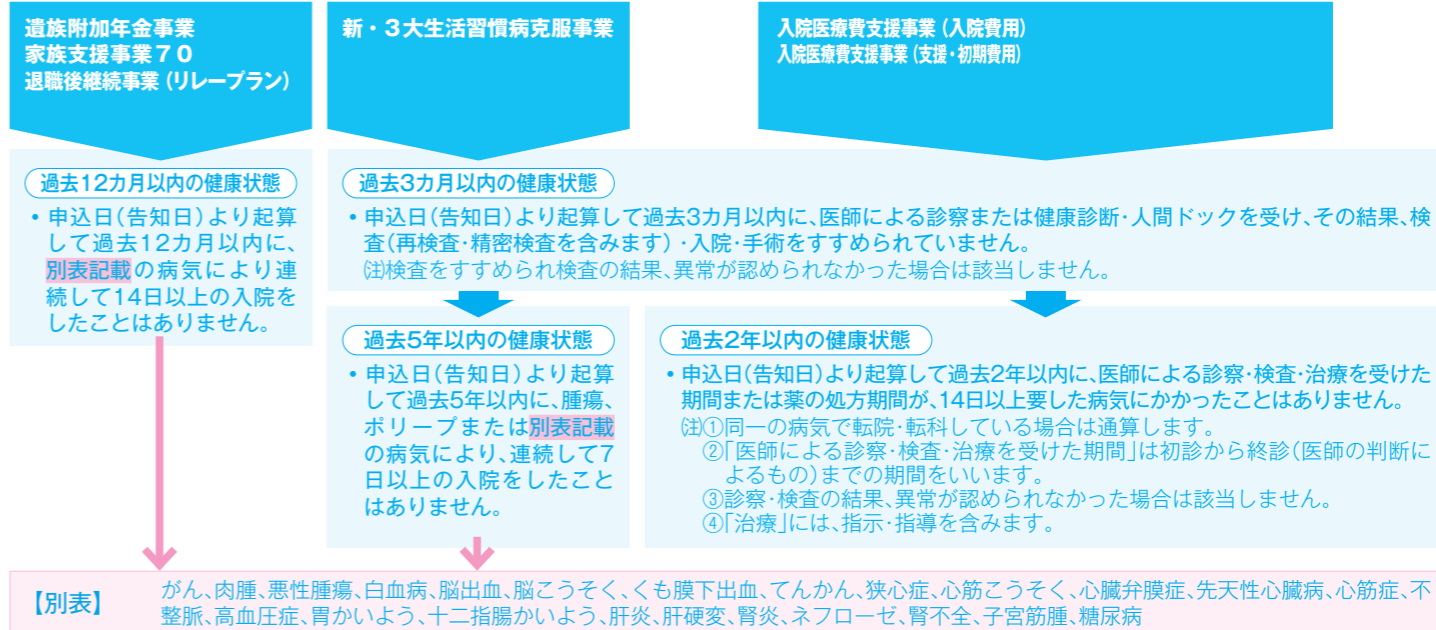
告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご参照ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態	本人	現在の健康状態	配偶者・子ども
<ul style="list-style-type: none"> ● 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 	

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。



<遺族附加年金事業・家族支援事業70・入院医療費支援事業(入院費用)・新・3大生活習慣病克服事業・退職後継続事業(リレープラン)の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<新・3大生活習慣病克服事業・退職後継続事業(リレープラン)の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

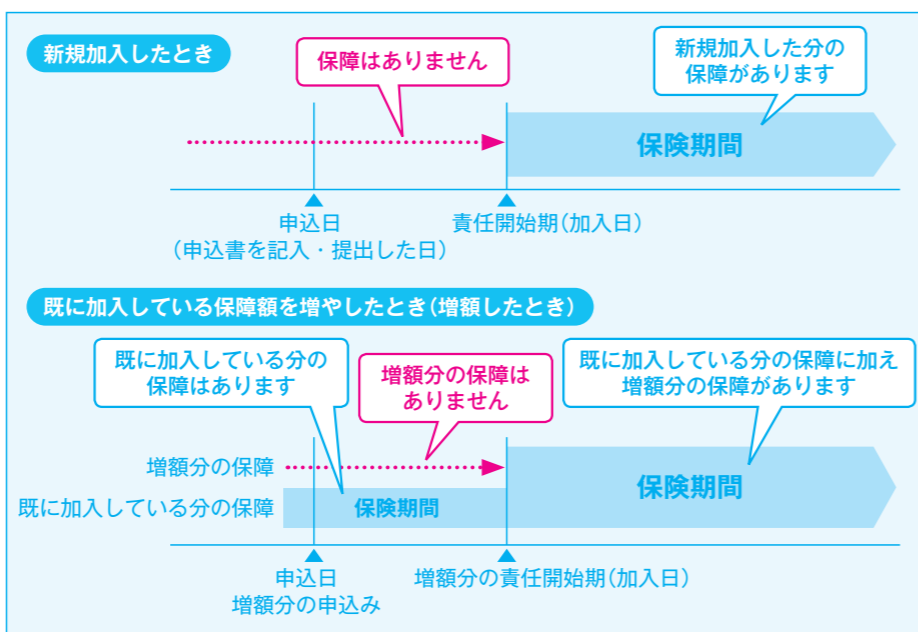
告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点（責任開始期（加入日））といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。



高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

<遺族附加年金事業・家族支援事業70・入院医療費支援事業(入院費用)・新・3大生活習慣病克服事業・退職後継続事業(リレープラン)の場合>
◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- ◎保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◎被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- ◎死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

- ◎お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)
この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。
- ◎ご照会・ご相談窓口等
 - 指定紛争解決機関
この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
 - 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。
上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.32**
- 告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 **P.6**

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認くださいたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
退職後継続事業(リレープラン)については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料

- ◎主な保障内容
保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
遺族附加年金事業 P.9 **家族支援事業70 P.17** **退職後継続事業(リレープラン) P.21** **入院医療費支援事業(入院費用) P.23**
入院医療費支援事業(支援・初期費用) P.25 **新・3大生活習慣病克服事業 P.27**
- ※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
- ◎保険料【控除方法】
毎月の給与から控除します。(初回は12月分より)
※所属所によって、控除方法が異なる場合があります。

3 配当金

- ◎配当金の対象となる商品(下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。)
遺族附加年金事業 **家族支援事業70** **入院医療費支援事業(入院費用)**
- 遺族附加年金事業・家族支援事業70・入院医療費支援事業(入院費用)は、1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、退職後継続事業(リレープラン)については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[遺族附加年金事業][家族支援事業70][入院医療費支援事業(入院費用)][新・3大生活習慣病克服事業][退職後継続事業(リレープラン)]
明治安田生命保険相互会社

[入院医療費支援事業(支援・初期費用)]
明治安田損害保険株式会社

4 遺族附加年金事業

【保険期間】令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

遺族附加年金事業は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

● 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。

● 一時金でのお受け取りも可能です。

● 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

【一般組合員専用コース】

※短期組合員の方は、12ページの短期組合員専用コースをご確認ください。

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人											
		死亡・高度障害のとき											
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	月額給付			ボーナス給付(年2回)						
初年度 (約万円)	平均 (約万円)			最終 年度 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス給付額			ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)			
初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度		
Z1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	3,618	30	6.7	11.7	16.6	4,212	1,042	30	11.7	20.2	28.7	1,213
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	3,587	30	6.7	11.6	16.4	4,176	1,036	30	11.6	20.1	28.5	1,206
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	3,181	25	7.5	12.0	16.5	3,600	954	25	13.5	21.6	29.7	1,080
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,625	20	8.1	12.0	15.8	2,880	788	20	14.6	21.6	28.5	864
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,873	15	8.2	11.1	13.9	1,998	563	15	14.8	20.0	25.2	600
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,306	10	9.2	11.3	13.3	1,356	393	10	16.6	20.4	24.1	408
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	650	5	9.9	10.9	11.9	657	194	5	17.8	19.6	21.3	196
E1	16～20歳 (H15.7.2～H20.7.1)	2,911	25	6.8	10.9	15.1	3,295	668	25	9.4	15.1	20.7	756
	21～35歳 (S63.7.2～H15.7.1)	3,105	25	7.3	11.7	16.1	3,514	895	25	12.6	20.2	27.8	1,013
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	3,089	25	7.2	11.6	16.0	3,496	889	25	12.5	20.1	27.6	1,006
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,633	20	8.1	12.0	15.9	2,889	788	20	14.6	21.6	28.5	864
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,783	13	9.2	12.0	14.8	1,883	532	13	16.6	21.6	26.6	561
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,162	9	9.2	11.1	12.9	1,199	349	9	16.6	20.0	23.3	360
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	936	7	9.8	11.3	12.8	956	280	7	17.7	20.4	23.0	286
L1	16～20歳 (H15.7.2～H20.7.1)	2,724	25	6.4	10.2	14.1	3,083	625	25	8.8	14.1	19.4	707
	21～30歳 (H5.7.2～H15.7.1)	2,900	25	6.8	10.9	15.0	3,282	865	25	12.2	19.5	26.9	979
	31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	3,105	25	7.3	11.7	16.1	3,514	895	25	12.6	20.2	27.8	1,013
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,380	20	7.3	10.8	14.3	2,611	685	20	12.7	18.7	24.8	751
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,887	15	8.2	11.1	14.0	2,013	565	15	14.8	20.1	25.3	603
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,325	10	9.3	11.4	13.5	1,376	396	10	16.7	20.5	24.3	411
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	880	7	9.3	10.7	12.0	898	264	7	16.7	19.2	21.7	269

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人											
		死亡・高度障害のとき											
		年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	月額給付			ボーナス給付(年2回)						
初年度 (約万円)	平均 (約万円)			最終 年度 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス給付額			ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)			
初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度	初年度	平均	最終年度		
L1	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	650	5	9.9	10.9	11.9	657	194	5	17.8	19.6	21.3	196
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	650	5	9.9	10.9	11.9	657	194	5	17.8	19.6	21.3	196
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	650	5	9.9	10.9	11.9	657	194	5	17.8	19.6	21.3	196
S1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	2,000	15	8.7	11.8	14.9	2,134	1,000	15	26.3	35.5	44.7	1,067
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,000	15	8.7	11.8	14.9	2,134	1,000	15	26.3	35.5	44.7	1,067
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,000	15	8.7	11.8	14.9	2,134	1,000	15	26.3	35.5	44.7	1,067
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,000	15	8.7	11.8	14.9	2,134	1,000	15	26.3	35.5	44.7	1,067
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,000	15	8.7	11.8	14.9	2,134	1,000	15	26.3	35.5	44.7	1,067
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,000	15	8.7	11.8	14.9	2,134	1,000	15	26.3	35.5	44.7	1,067
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	2,000	15	8.7	11.8	14.9	2,134	1,000	15	26.3	35.5	44.7	1,067
A1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	2,724	25	6.4	10.2	14.1	3,083	262	10	11.1	13.6	16.1	272
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,159	20	6.6	9.8	13.0	2,369	439	20	8.1	12.0	15.9	481
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,624	15	7.1	9.6	12.1	1,732	322	15	8.4	11.4	14.4	343
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,070	10	7.5	9.2	10.9	1,111	188	10	7.9	9.7	11.5	195
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	752	7	7.9	9.1	10.3	768	134	7	8.5	9.7	11.0	136
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	571	5	8.7	9.6	10.4	577	102	5	9.3	10.3	11.2	103
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	571	5	8.7	9.6	10.4	577	102	5	9.3	10.3	11.2	103
B1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	1,315	18	4.6	6.6	8.5	1,426	262	10	11.1	13.6	16.1	272
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,016	13	5.2	6.8	8.4	1,073	439	20	8.1	12.0	15.9	481
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	721	10	5.0	6.2	7.3	748	322	15	8.4	11.4	14.4	343
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	503	6	6.3	7.1	7.8	511	188	10	7.9	9.7	11.5	195
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	369	4	7.1	7.7	8.2	371	134	7	8.5	9.7	11.0	136
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	102	5	9.3	10.3	11.2	103
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	102	5	9.3	10.3	11.2	103

記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。

ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要となります。

脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

記載の年金額は連増率単利5%の場合です。

年金の取り扱いについて

年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金原資が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

遺族附加年金事業

配偶者								
申込金額 (万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき						
		月額給付						
		年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)			月額給付 年金受取総額 (約万円)	
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)		
279	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	279	3	7.3	7.7	8.1	279	
	480	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	480	5	7.3	8.0	9.4	485
		36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	480	5	7.3	8.0	9.4	485
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		480	5	7.3	8.0	9.4	485	
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		480	5	7.3	8.0	9.4	485	
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		480	5	7.3	8.0	9.4	485	
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		480	5	7.3	8.0	9.4	485	
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		480	5	7.3	8.0	9.4	485	
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)		480	5	7.3	8.0	9.4	485	
690	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	690	7	7.2	8.3	9.4	704	
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	690	7	7.2	8.3	9.4	704	
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	690	7	7.2	8.3	9.4	704	
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	690	7	7.2	8.3	9.4	704	
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	690	7	7.2	8.3	9.4	704	
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	690	7	7.2	8.3	9.4	704	
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	690	7	7.2	8.3	9.4	704	

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 ・記載の年金額は運用率5%の場合です。

子ども	
申込金額 (万円)	死亡・高度障害のとき
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)
400	400

【短期組合員専用コース】

・死亡・高度障害のとき 【加入対象区分：本人(短期組合員)】

コース	年齢 歳	月額給付			年金受取期間 年	年金原資 (死亡・高度障害保険金) 万円	月額保険料	
		初年度	全期間平均	最終年度			男性	女性
		約万円	約万円	約万円			円	円
Z型	16～35	6.7	11.7	16.6	30	3,618	2,750	1,773
	36～40	6.7	11.6	16.4	30	3,587	3,479	2,977
	41～45	7.5	12.0	16.5	25	3,181	4,199	3,181
	46～50	8.1	12.0	15.8	20	2,625	5,093	3,859
	51～55	8.2	11.1	13.9	15	1,873	5,582	3,896
	56～60	9.2	11.3	13.3	10	1,306	5,942	3,618
	61～65	9.9	10.9	11.9	5	650	4,635	2,451
	66～70	9.9	10.9	11.9	5	650	6,884	3,315
E型	16～20	6.8	10.9	15.1	25	2,911	2,212	1,426
	21～35	7.3	11.7	16.1	25	3,105	2,360	1,521
	36～40	7.2	11.6	16.0	25	3,089	2,996	2,564
	41～45	8.1	12.0	15.9	20	2,633	3,476	2,633
	46～50	9.2	12.0	14.8	13	1,783	3,459	2,621
	51～55	9.2	11.1	12.9	9	1,162	3,463	2,417
	56～60	9.8	11.3	12.8	7	936	4,259	2,593
	61～65	9.9	10.9	11.9	5	650	4,635	2,451
66～70	9.9	10.9	11.9	5	650	6,884	3,315	

コース	年齢 歳	月額給付			年金受取期間 年	年金原資 (死亡・高度障害保険金) 万円	月額保険料	
		初年度	全期間平均	最終年度			男性	女性
		約万円	約万円	約万円			円	円
L型	16～20	6.4	10.2	14.1	25	2,724	2,070	1,335
	21～30	6.8	10.9	15.0	25	2,900	2,204	1,421
	31～35	7.3	11.7	16.1	25	3,105	2,360	1,521
	36～40	7.3	10.8	14.3	20	2,380	2,309	1,975
	41～45	8.2	11.1	14.0	15	1,887	2,491	1,887
	46～50	9.3	11.4	13.5	10	1,325	2,571	1,948
	51～55	9.3	10.7	12.0	7	880	2,622	1,830
	56～60	9.9	10.9	11.9	5	650	2,958	1,801
	61～65	9.9	10.9	11.9	5	650	4,635	2,451
	66～70	9.9	10.9	11.9	5	650	6,884	3,315

コース	年齢 歳	月額給付			年金受取期間 年	年金原資 (死亡・高度障害保険金) 万円	月額保険料	
		初年度	全期間平均	最終年度			男性	女性
		約万円	約万円	約万円			円	円
A型	16～35	6.4	10.2	14.1	25	2,724	2,070	1,335
	36～40	6.6	9.8	13.0	20	2,159	2,094	1,792
	41～45	7.1	9.6	12.1	15	1,624	2,144	1,624
	46～50	7.5	9.2	10.9	10	1,070	2,076	1,573
	51～55	7.9	9.1	10.3	7	752	2,241	1,564
	56～60	8.7	9.6	10.4	5	571	2,598	1,582
	61～65	8.7	9.6	10.4	5	571	4,071	2,153
	66～70	8.7	9.6	10.4	5	571	6,047	2,912

コース	年齢 歳	月額給付			年金受取期間 年	年金原資 (死亡・高度障害保険金) 万円	月額保険料	
		初年度	全期間平均	最終年度			男性	女性
		約万円	約万円	約万円			円	円
B型	16～35	4.6	6.6	8.5	18	1,315	999	644
	36～40	5.2	6.8	8.4	13	1,016	986	843
	41～45	5.0	6.2	7.3	10	721	952	721
	46～50	6.3	7.1	7.8	6	503	976	739
	51～55	7.1	7.7	8.2	4	369	1,100	768
	56～60	7.3	7.7	8.1	3	279	1,269	773
	61～65	7.3	7.7	8.1	3	279	1,989	1,052
	66～70	7.3	7.7	8.1	3	279	2,955	1,423

コース	年齢 歳	月額給付			年金受取期間 年	年金原資 (死亡・高度障害保険金) 万円	月額保険料	
		初年度	全期間平均	最終年度			男性	女性
		約万円	約万円	約万円			円	円
S型	16～35						1,520	980
	36～40						1,940	1,660
	41～45						2,640	2,000
	46～50	8.7	11.8	14.9	15	2,000	3,880	2,940
	51～55						5,960	4,160
	56～60						9,100	5,540
	61～65						14,260	7,540
	66～70						21,180	10,200

※この事業は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・子どもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・子どもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
 ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例) 保険年齢40歳=令和6年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合があります。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.29**

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎保険料

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人			
		月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
Z1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	2,750	1,773	4,658	3,001
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	3,479	2,977	5,905	5,056
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	4,199	3,181	7,403	5,610
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	5,093	3,859	8,991	6,808
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	5,582	3,896	9,864	6,885
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	5,942	3,618	10,513	6,402
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	4,635	2,451	8,132	4,301
E1	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	6,884	3,315	12,080	5,818
	16～20歳 (H15.7.2～H20.7.1)	2,212	1,426	2,986	1,924
	21～35歳 (S63.7.2～H15.7.1)	2,360	1,521	4,001	2,578
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,996	2,564	5,067	4,338
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	3,476	2,633	6,115	4,633
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	3,459	2,621	6,070	4,596
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	3,463	2,417	6,114	4,268
B1	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	4,259	2,593	7,490	4,561
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	4,635	2,451	8,132	4,301
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	6,884	3,315	12,080	5,818

申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人			
		月払保険料 (円)		半年払保険料 (円)	
		男性	女性	男性	女性
L1	16～20歳 (H15.7.2～H20.7.1)	2,070	1,335	2,794	1,800
	21～30歳 (H5.7.2～H15.7.1)	2,204	1,421	3,867	2,491
	31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	2,360	1,521	4,001	2,578
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,309	1,975	3,905	3,343
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,491	1,887	4,384	3,322
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,571	1,948	4,518	3,421
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,622	1,830	4,625	3,229
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,958	1,801	5,190	3,160
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	4,635	2,451	8,132	4,301
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	6,884	3,315	12,080	5,818
S1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	1,520	980	4,470	2,880
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,940	1,660	5,700	4,880
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,640	2,000	7,760	5,880
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	3,880	2,940	11,410	8,640
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	5,960	4,160	17,520	12,230
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	9,100	5,540	26,750	16,290
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	14,260	7,540	41,920	22,170
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	21,180	10,200	62,270	29,990	
A1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	2,070	1,335	1,171	755
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,094	1,792	2,502	2,142
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,144	1,624	2,499	1,893
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,076	1,573	2,145	1,624
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,241	1,564	2,348	1,639
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,598	1,582	2,729	1,662
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	4,071	2,153	4,276	2,261
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	6,047	2,912	6,352	3,059	
B1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	999	644	1,171	755
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	986	843	2,502	2,142
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	952	721	2,499	1,893
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	976	739	2,145	1,624
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,100	768	2,348	1,639
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,269	773	2,729	1,662
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	1,989	1,052	4,276	2,261
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	2,955	1,423	6,352	3,059

遺族附加年金事業

配偶者			
申込金額 (万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払保険料 (円)	
		男性	女性
279	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	212	137
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	271	232
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	368	279
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	541	410
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	831	580
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,269	773
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	1,989	1,052
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	2,955	1,423
480	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	365	235
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	466	398
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	634	480
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	931	706
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,430	998
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,184	1,330
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	3,422	1,810
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	5,083	2,448
690	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	524	338
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	669	573
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	911	690
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,339	1,014
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,056	1,435
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	3,140	1,911
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	4,920	2,601
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	7,307	3,519

子ども		
申込金額 (万円)	月払保険料 (円)	
400	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳 (H13.7.2～R3.7.1)

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
- 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.29

年金の取扱について

- 年金の種類と型
 - 遺族附加年金事業・家族支援事業 70 の年金支払期間は、支払請求時に 2 年以上 30 年以内で選択いただく確定年金です。基本年金額は定額型または逓増型(単利 1%～7%)でご選択いただけます。逓増型の場合、基本年金額は毎年、逓増いたします。
- 配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年 2 回または 4 回の受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 年金払の対象となる保険金
 - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、36 万円未満の場合はお取り扱いできません。

⑤ 家族支援事業70

【保険期間】令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

家族支援事業70は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)・保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払保険料(円)		
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	395	260
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	500	430
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	675	515
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	985	750
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	1,505	1,055
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	2,290	1,400
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	3,580	1,900
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	5,310	2,565
2	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	1,000	10	7.0	8.6	10.2	1,038	790	520
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	1,000	10	7.0	8.6	10.2	1,038	1,000	860
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	1,000	10	7.0	8.6	10.2	1,038	1,350	1,030
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,000	10	7.0	8.6	10.2	1,038	1,970	1,500
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,000	10	7.0	8.6	10.2	1,038	3,010	2,110
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,000	10	7.0	8.6	10.2	1,038	4,580	2,800
	61歳 (S37.7.2～S38.7.1)	1,000	10	7.0	8.6	10.2	1,038	7,160	3,800
	62～65歳 (S33.7.2～S37.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	3,580	1,900
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	5,310	2,565	

本人									
申込コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払保険料(円)		
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
3	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	2,000	10	14.1	17.3	20.4	2,077	1,580	1,040
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	2,000	10	14.1	17.3	20.4	2,077	2,000	1,720
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	2,000	10	14.1	17.3	20.4	2,077	2,700	2,060
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	2,000	10	14.1	17.3	20.4	2,077	3,940	3,000
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	2,000	10	14.1	17.3	20.4	2,077	6,020	4,220
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,000	10	14.1	17.3	20.4	2,077	9,160	5,600
	61歳 (S37.7.2～S38.7.1)	2,000	10	14.1	17.3	20.4	2,077	14,320	7,600
	62～65歳 (S33.7.2～S37.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	3,580	1,900
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	500	5	7.6	8.4	9.1	505	5,310	2,565	

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 - ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
 - ・この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
 - ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 年金の取り扱いについて**
- ・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
 - ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者									
申込口数(口)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき					月払保険料(円)		
		年金原資【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額			年金受取総額 (約万円)	男性	女性
				初年度 (約万円)	平均 (約万円)	最終年度 (約万円)			
1	16～35歳 (S63.7.2～H20.7.1)	300	5	4.5	5.0	5.5	303	237	156
	36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	300	5	4.5	5.0	5.5	303	300	258
	41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	300	5	4.5	5.0	5.5	303	405	309
	46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	300	5	4.5	5.0	5.5	303	591	450
	51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	300	5	4.5	5.0	5.5	303	903	633
	56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	300	5	4.5	5.0	5.5	303	1,374	840
	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	300	5	4.5	5.0	5.5	303	2,148	1,140
	66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	300	5	4.5	5.0	5.5	303	3,186	1,539

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.29**

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
 - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
 - 高度障害保険金について
 - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.29**

年金の取扱について

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 年金の種類と型 | ● 遺族附加年金事業・家族支援事業 70 の年金支払期間は、支払請求時に 2 年以上 30 年以内で選択いただく確定年金です。基本年金額は定額型または逓増型（単利 1%～7%）でご選択いただけます。逓増型の場合、基本年金額は毎年、逓増いたします。 |
| 2. 配当金 | ● 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 |
| 3. 年金受取人 | ● 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
● 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 |
| 4. 年金のお支払い | ● 年金受取人へのお支払いは、毎年 2 回または 4 回の受取りのいずれかです。
● 年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15 日）です。
● 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 |
| 5. 年金払の対象となる保険金 | ● 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、36 万円未満の場合はお取り扱いできません。 |

6 退職後継続事業(リレープラン)

【保険期間】令和6年1月1日(月)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)



加入対象者



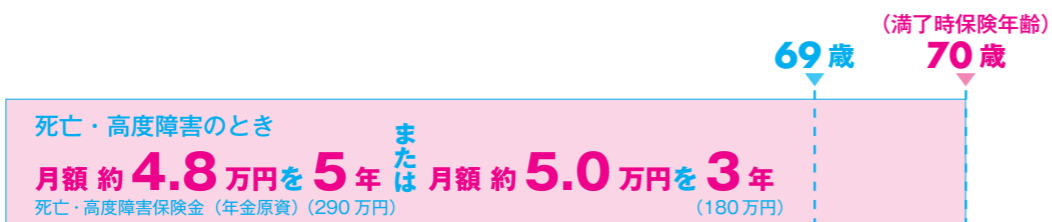
※「退職後継続事業(リレープラン)」は「遺族附加年金事業」とセットでご加入ください。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	保障額
死亡または所定の高度障害状態になったとき [死亡・高度障害保険金]	180万円 290万円

(注)ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。



※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。
<<リビング・ニーズ特約>>余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

保険金のお支払いに関するご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は、被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合があります。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
 - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- 疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- 保険金受取人は次の通りです。
 - 死亡保険金：被保険者が指定した方
 - 高度障害保険金：被保険者

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.31

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

意向確認[ご加入前のご確認]

退職後継続事業(リレープラン)は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定される場合があります。(既加入の方の保険料は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

◎月額保険料(単位:円) <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額180万円・290万円>

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性		年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本人・配偶者	180万円	290万円	本人・配偶者		180万円	290万円	本人・配偶者	180万円
16歳 (H19.7.2~H20.7.1)	572	922	355	572	41歳 (S57.7.2~S58.7.1)	1,037	1,671	590	951
17歳 (H18.7.2~H19.7.1)	585	943	360	580	42歳 (S56.7.2~S57.7.1)	1,067	1,719	607	978
18歳 (H17.7.2~H18.7.1)	598	963	367	591	43歳 (S55.7.2~S56.7.1)	1,102	1,775	623	1,004
19歳 (H16.7.2~H17.7.1)	608	980	374	603	44歳 (S54.7.2~S55.7.1)	1,138	1,833	637	1,026
20歳 (H15.7.2~H16.7.1)	621	1,001	380	612	45歳 (S53.7.2~S54.7.1)	1,174	1,891	653	1,052
21歳 (H14.7.2~H15.7.1)	632	1,018	387	624	46歳 (S52.7.2~S53.7.1)	1,215	1,958	671	1,081
22歳 (H13.7.2~H14.7.1)	644	1,038	394	635	47歳 (S51.7.2~S52.7.1)	1,255	2,022	689	1,110
23歳 (H12.7.2~H13.7.1)	659	1,062	401	646	48歳 (S50.7.2~S51.7.1)	1,298	2,091	707	1,139
24歳 (H11.7.2~H12.7.1)	673	1,084	409	659	49歳 (S49.7.2~S50.7.1)	1,343	2,164	727	1,171
25歳 (H10.7.2~H11.7.1)	686	1,105	416	670	50歳 (S48.7.2~S49.7.1)	1,390	2,239	743	1,197
26歳 (H9.7.2~H10.7.1)	700	1,128	425	685	51歳 (S47.7.2~S48.7.1)	1,436	2,314	761	1,226
27歳 (H8.7.2~H9.7.1)	716	1,154	434	699	52歳 (S46.7.2~S47.7.1)	1,483	2,389	779	1,255
28歳 (H7.7.2~H8.7.1)	734	1,183	443	714	53歳 (S45.7.2~S46.7.1)	1,532	2,468	796	1,282
29歳 (H6.7.2~H7.7.1)	749	1,207	452	728	54歳 (S44.7.2~S45.7.1)	1,584	2,552	814	1,311
30歳 (H5.7.2~H6.7.1)	769	1,239	463	746	55歳 (S43.7.2~S44.7.1)	1,640	2,642	833	1,342
31歳 (H4.7.2~H5.7.1)	788	1,270	470	757	56歳 (S42.7.2~S43.7.1)	1,697	2,734	851	1,371
32歳 (H3.7.2~H4.7.1)	806	1,299	481	775	57歳 (S41.7.2~S42.7.1)	1,760	2,836	873	1,407
33歳 (H2.7.2~H3.7.1)	828	1,334	491	791	58歳 (S40.7.2~S41.7.1)	1,825	2,940	896	1,444
34歳 (H1.7.2~H2.7.1)	850	1,369	504	812	59歳 (S39.7.2~S40.7.1)	1,894	3,051	918	1,479
35歳 (S63.7.2~H1.7.1)	873	1,407	515	830	60歳 (S38.7.2~S39.7.1)	1,962	3,161	940	1,514
36歳 (S62.7.2~S63.7.1)	898	1,447	526	847	61歳 (S37.7.2~S38.7.1)	2,038	3,283	963	1,552
37歳 (S61.7.2~S62.7.1)	922	1,485	538	867	62歳 (S36.7.2~S37.7.1)	2,115	3,408	988	1,592
38歳 (S60.7.2~S61.7.1)	950	1,531	551	888	63歳 (S35.7.2~S36.7.1)	2,196	3,538	1,013	1,632
39歳 (S59.7.2~S60.7.1)	976	1,572	565	910	64歳 (S34.7.2~S35.7.1)	2,279	3,672	1,040	1,676
40歳 (S58.7.2~S59.7.1)	1,006	1,621	576	928	65歳 (S33.7.2~S34.7.1)	2,363	3,807	1,069	1,722

●記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

年金の取扱いについて

- 年金の種類と型
 - 年金支払期間は、支払請求時に2~20年の中から選択いただきます。(定額型確定年金です。)
 - 配当金
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 - 年金受取人
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金のお支払い
 - 年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回の受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
 - 年金払の対象となる保険金
 - 無配当定期保険(Ⅱ型)の主要約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
 - ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
 - 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.29

7 入院医療費支援事業(入院費用)

【保険期間】令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

保障内容	本人・配偶者・子ども		
	1,000円	3,000円	5,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき 〔入院給付金〕	日額 1,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数	日額 5,000円 ×入院日数

給付金のお支払いに関するご注意

- 入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。**
- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
 - 同一の原因により、継続して2日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。
ただし、1回の入院では124日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。
※本人について、通算支払日数限度である700日に到達した場合は脱退となり、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
 - 給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.30**

意向確認【ご加入前のご確認】

入院医療費支援事業(入院費用)は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	1,000円	3,000円	5,000円
16～20歳 (H15.7.2～H20.7.1)	213円	639円	1,065円
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	266円	798円	1,330円
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	301円	903円	1,505円
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	313円	939円	1,565円
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	318円	954円	1,590円
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	353円	1,059円	1,765円
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	414円	1,242円	2,070円
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	527円	1,581円	2,635円
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	683円	2,049円	3,415円
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	936円	2,808円	4,680円
66～69歳 (S29.7.2～S33.7.1)	1,321円	3,963円	6,605円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	子ども		
	1,000円	3,000円	5,000円
0～22歳 (H13.7.2以降に生まれた方)	219円	657円	1,095円

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。**
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - ・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
 - 入院給付金について
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.29**

8 入院医療費支援事業(支援・初期費用)

【保険期間】令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)



加入対象者



※入院費用とセットでご加入ください

保障内容等(契約概要部分)

● **病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき入院初期費用保険金をお支払いします。**

● **病気やケガにより入院した場合、入院1月^(注1)につき入院支援保険金をお支払いします。**

(注1)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

● **病気やケガによる入院は、日帰り入院^(注2)も保険金お支払いの対象となります。**

(注2)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

保障内容	お支払保険金額	
	Aコース	Bコース
疾病の治療を目的として入院したとき [疾病入院支援保険金]	1月につき 25,000円	1月につき 50,000円
傷害の治療を目的として入院したとき [傷害入院支援保険金]	1月につき 25,000円	1月につき 50,000円
疾病の治療を目的として入院したとき [疾病入院初期費用保険金]	1回の入院につき 30,000円	1回の入院につき 30,000円
傷害の治療を目的として入院したとき [傷害入院初期費用保険金]	1回の入院につき 30,000円	1回の入院につき 30,000円

- 疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。
- 疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。
- 疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。
- 傷害入院初期費用保険金が支払われる入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。

補償内容の詳細については、参照ページをご確認ください。 **P.30**

保険金のお支払いに関するご注意

- **保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。**
- 保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金の支払事由に該当したときに保険金をお支払いします。
 - 保険期間満了後の入院は、保険金支払の対象となりません。
 - 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの対象となりません(注)。
- ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 支払保険金額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、疾病・傷害が発生した時の支払条件で算出した額と、入院した時の支払条件で算出した額のいずれか低い金額となります。
 - 保険金受取人は被保険者本人です。
 - 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.30**

意向確認【ご加入前のご確認】

入院医療費支援事業(支援・初期費用)は、ケガや病気により入院したときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

◎月額保険料

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者・子ども	
	Aコース	Bコース
0～15歳 (H20.7.2～R6.7.1)	370円	560円
16～20歳 (H15.7.2～H20.7.1)	420円	650円
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	700円	1,070円
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	850円	1,300円
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	800円	1,230円
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	750円	1,170円
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	820円	1,280円
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	1,020円	1,610円
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,260円	1,980円
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	1,610円	2,540円
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	2,110円	3,360円
66～69歳 (S29.7.2～S33.7.1)	3,050円	4,880円

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

● **以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。**

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - 保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - 保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

- ◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約

P.29

新・3大生活習慣病克服事業

【保険期間】令和6年1月1日(月)～令和6年12月31日(火)



加入対象者



意向確認【ご加入前のご確認】

新・3大生活習慣病克服事業は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 特定疾病に対する治療費として、保険金が支払われます。

保障内容	保障額
<ul style="list-style-type: none"> ● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中中で所定の手術を受けられたとき 【特定疾病保険金】 	<p>100万円</p> <p>300万円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・所定の高度障害状態のとき 【死亡・高度障害保険金】 	<p>100万円</p> <p>300万円</p>

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は、重複してお支払いすることはありません。

保険金のお支払いに関するご注意

被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例 ^{※1}	
特定疾病保険金	● 悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 上皮内新生物^{※4} ● 悪性黒色腫を除く皮膚がん ● 脂肪腫
	● 急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※6} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 狭心症 ● 解離性大動脈瘤 ● 心筋症
	● 脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発生した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※6} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 一過性脳虚血 ● 外傷性くも膜下出血 ● 未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	—	
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	—	

※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。
 ※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんが診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
 ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
 ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
 ※5 疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含みます。
 ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
 ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

● 保険金受取人は次の通りです。
 死亡保険金：被保険者が指定した方
 高度障害保険金および特定疾病保険金：被保険者

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.29**

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金支払脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎ 月額保険料 < 保険期間1年・集団扱月払・保険金額100万円・300万円 >

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者			
	男性		女性	
	100万円	300万円	100万円	300万円
16～20歳 (H15.7.2～H20.7.1)	143円	429円	118円	354円
21～25歳 (H10.7.2～H15.7.1)	194円	582円	143円	429円
26～30歳 (H5.7.2～H10.7.1)	199円	597円	184円	552円
31～35歳 (S63.7.2～H5.7.1)	248円	744円	266円	798円
36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)	339円	1,017円	395円	1,185円
41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)	473円	1,419円	581円	1,743円
46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)	796円	2,388円	735円	2,205円
51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)	1,327円	3,981円	964円	2,892円
56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	2,083円	6,249円	1,190円	3,570円
61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	3,252円	9,756円	1,693円	5,079円
66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)	4,819円	14,457円	2,239円	6,717円

● 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - 告知義務違反により解除となったとき
 - 詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - 保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - 重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - 契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - 被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - 契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 **P.29**

10 ご注意いただきたいこと



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	29
保険金・給付金をお支払いできない場合について	29
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	29
遺族附加年金事業・家族支援事業70	29
入院医療費支援事業(入院費用)	30
入院医療費支援事業(支援・初期費用)	30
新・3大生活習慣病克服事業	31
退職後継続事業(リレープラン)	31
その他	31

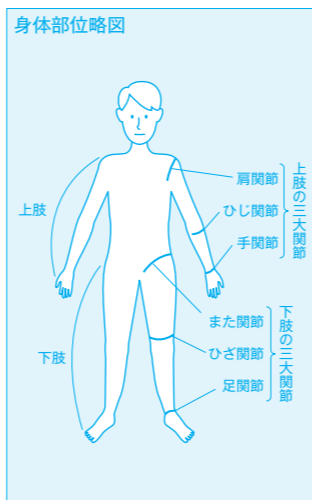
高度障害状態について 高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

遺族附加年金事業・家族支援事業70・新・3大生活習慣病克服事業・退職後継続事業(リレープラン)

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- *「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



- 1. 眼の障害(視力障害)**
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2. 言語またはしゃくの障害**
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 3. 上・下肢の障害**

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

遺族附加年金事業・家族支援事業70・入院医療費支援事業(入院費用)・入院医療費支援事業(支援・初期費用)・新・3大生活習慣病克服事業・退職後継続事業(リレープラン)

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由[®]に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
 - *告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- *重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があつたとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があつたとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

遺族附加年金事業・家族支援事業70

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

入院医療費支援事業(入院費用)

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。)
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。)
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)*または、同等の日本国外にある医療施設
(注・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。)
- 治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ① その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ② その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

入院医療費支援事業(支援・初期費用)

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
疾病入院支援保険金	疾病の治療を目的として入院したとき	1月注につき所定の入院支援保険金額 *1回の入院に対し13月、通算34月が限度 (注入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。)
傷害入院支援保険金	傷害の治療を目的として入院したとき	
疾病入院初期費用保険金	疾病の治療を目的として入院したとき	1回の入院につき所定の入院初期費用保険金額
傷害入院初期費用保険金	傷害の治療を目的として入院したとき	*通算15回が限度

- 入院支援保険金・入院初期費用保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始日より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院につきましては保険金をお支払いいたします。注したがって、保険期間開始日より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。

- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後には保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院支援保険金・入院初期費用保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援保険金 入院初期費用保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。
	など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院支援保険金・入院初期費用保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

新・3大生活習慣病克服事業

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●被保険者の故意または重大な過失によるとき
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●被保険者の故意または重大な過失によるとき

退職後継続事業(リレープラン)

保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●被保険者の故意または重大な過失によるとき
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●被保険者の故意または重大な過失によるとき

その他

リビング・ニース特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

新・3大生活習慣病克服事業・退職後継続事業(リレープラン)

リビング・ニース特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
 - A. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)、被保険者と同居している方
 - I. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- *保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

- *保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者(給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり」約款に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

入院医療費支援事業(支援・初期費用)

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または上記②以外の3親等内の親族
 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

遺族附加年金事業・家族支援事業70・入院医療費支援事業(入院費用)・新・3大生活習慣病克服事業・退職後継続事業(リレープラン)

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

入院医療費支援事業(支援・初期費用)

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

入院医療費支援事業(支援・初期費用)

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等[加入申込書兼告知書]に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等[加入申込書兼告知書]に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。*継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始前前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

保険契約の解除について

入院医療費支援事業(支援・初期費用)

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

遺族附加年金事業・家族支援事業70・入院医療費支援事業(入院費用)・新・3大生活習慣病克服事業・退職後継続事業(リレープラン)

【ご照会・ご相談窓口】

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[https://www.seiho.or.jp/])
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

入院医療費支援事業(支援・初期費用)

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
 0120-255-400(フリーダイヤル(無料))
 受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【入院医療費支援事業(入院費用)】

「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
 (3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額
 (5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
 (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

お申込み方法

【遺族附加年金事業・家族支援事業70・入院医療費支援事業(入院費用)・入院医療費支援事業(支援・初期費用)・新・3大生活習慣病克服事業】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

【退職後継続事業(リレープラン)】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

大分県市町村職員共済組合
097-532-1531

〒870-0022 大分県大分市大手町2-3-1 2
 受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)
 受付時間 9:00~17:00まで

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 九州・沖縄公法人部法人営業部
092-452-8080

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前2-20-1 大博多ビル4階
 受付期間 平日(土日・祝日、年末年始を除く)
 受付時間 9:00~17:00まで